

平成27年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年12月17日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月17日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	板倉浩幸
	3番	石原裕介	4番	水野智見
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	飯田雅広	8番	黒川勝好
	9番	中村英子	10番	佐藤 茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	安藤洋一	14番	高阪康彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	服部 康彦	ふ る さ と 振 興 課 長	寺西 隆雄
		政 策 推 進 課 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安 心 課 長	伊藤 啓二
		税 務 課 長	磯野 弘幸	総 務 課 長	浅野 幸司
	民 生 部	部 長	鈴木 利彦	次 長 兼 健 康 推 進 課 長	大橋 幸一
		次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	橋本 浩之	環 境 課 長	江場 満
		保 険 医 療 課 長	伊藤 光彦	子 育 て 推 進 課 長	寺西 孝
		住 民 課 長	鈴木 敬		
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司	総 務 課 長 兼 予 防 課 長	山田 靖
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	岡村 智彦	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第55号 蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第56号 蟹江町職員の再任用に関する条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第57号 蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 蟹江町国民健康保険税条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第60号 蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第61号 蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例及び蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第65号 蟹江町産業会館指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第66号 蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について
- 日程第11 請願第2号 上・下水道使用料の値下げを求める請願書
- 日程第12 議案第67号 町道路線認定について
- 日程第13 議案第68号 平成27年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第69号 平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第70号 平成27年度蟹江町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第17 発議第8号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第18 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 高阪康彦君

皆さんおはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成27年第4回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力のほどよろしく
お願いいたします。

お手元に、発議第7号及び発議第8号の意見書提出議案、総務民生、防災建設の各常任委員会の審査報告書、議会運営委員会報告書、平成27年第3回定例会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

○議長 高阪康彦君

ここで、産業建設部長から報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○産業建設部長 志治正弘君

改めまして、おはようございます。

貴重なお時間を頂戴させていただき、日光大橋開通につきましてご報告をさせていただきます。

既にご存じのこととは思いますが、平成22年から国の機関でございます愛知国道事務所が工事を進めておりました国道1号日光大橋の橋梁かけかえにつきまして、このたび、ようやく開通の運びとなりました。明後日19日、土曜日でございますが、午前中に開通式を行い、午後3時から新橋への切りかえが行われる予定でございます。

新しい橋が開通いたしました後も、北側歩道の整備工事や旧橋の撤去工事等残っており、現場での工事は引き続き行われますが、あさってから新しい日光大橋を通ることができるようになりますのでお知らせをさせていただきます。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

伊藤俊一君より5分ほどおくれる旨の報告がございましたので、これを許可いたしました。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○議長 高阪康彦君

ここで、12月15日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

去る12月15日、一般質問終了後に開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

1つ目、意見書の審議結果についてでございます。

9月定例会以降に提出をされました14件の意見書の取り扱いについて協議をいたしましたところ、(1)番、採択することになった意見書は2件でございます。アの国の私学助成の増額と拡充に関する意見書、イの愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書、この2件につきましては全会派の賛同が得られましたので、本日、議員提出議案といたしまして上程し、採決することとなりました。

次に、(2)番、不採択することになった意見書はアからケまでの9件で、全会派の一致を見ることはできませんでしたので不採択となりました。お目通しのほどお願いを申し上げます。

(3)番、継続審議することになった意見書はアからウでございます。これもお目通しのほどよろしく願いいたします。

2つ目、平成28年第1回(3月)定例会の日程についてでございます。

委員会報告書に添付されておりますとおり決定いたしましたので、よろしく願いをいたします。

3つ目、臨時全員協議会の開催についてであります。

平成28年1月26日、火曜日、午前9時から3階協議会室におきまして開催をし、JR蟹江駅周辺整備計画を含めた今後の主要事業及び財政見通し等について協議をいたします。

4つ目、裏面であります。その他であります。

(1)番、3月議会議案説明会の開催についてでございます。平成28年2月19日、金曜日、午前10時から3階の協議会室にて全議員におきましての議案説明を行いますのでお願いをいたします。

(2)番、海部南部町村議長会についてであります。海部南部町村議長会の事業といたしまして、来年度、蟹江町と飛島村の2町村に大治町を加えた海部郡3町村合同で議員研修会を開催いたします。その後、解散ということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、ご報告をいたしました。

(8番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 議案第55号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」

日程第2 議案第56号「蟹江町職員の再任用に関する条例等の一部改正について」

- 日程第3 議案第57号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」
- 日程第4 議案第58号「蟹江町税条例等の一部改正について」
- 日程第5 議案第59号「蟹江町国民健康保険税条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について」
- 日程第6 議案第60号「蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」
- 日程第7 議案第61号「蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例及び蟹江町都市公園条例の一部改正について」
- 日程第8 議案第62号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について」
- 日程第9 議案第65号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」
- 日程第10 議案第66号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」

を一括議題といたします。

本10案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○総務民生常任委員長 松本正美君

おはようございます。

それでは、総務民生常任委員会に付託されました10案件につきまして、去る12月4日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、付託案件の審査順序についてであります。

最初に、政策推進室に関する案件、議案第61号及び議案第65号の審査を行い、続いて、総務部に関する案件、議案第55号から議案第58号の審査を行い、最後に、民生部に関する案件、議案第59号、議案第60号、議案第62号及び議案第66号の審査を行いました。

初めに、議案第61号「蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例及び蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第61号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第65号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」

を議題としました。

審査に入ったところ、地方税や介護、児童手当など、いろんな手続で個人番号の記入が義務づけられることになると思うが、記入しなくても受理してもらえるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、例えば税の関係だと、事業所ごとに個人番号を取りまとめて、限定された担当者が厳重に管理し、給与支払報告書などに記入するが、その段階で個人番号を提示されない方がいることも想定しており、その場合は記入せずに提出することになっているという内容の答弁がありました。

次に、通知カードの配達状況はという内容の質疑がありました。

これに対して、郵便局から、11月30日現在、町内へ一通り配り終えたと連絡があり、全体の3.1%が戻ってきている状況であるという内容の答弁がありました。

次に、住民票を取得する際、利用目的によって住民票に個人番号の記載が必要かどうか分かるよう、窓口で住民の方のサポートをできないかという内容の質疑がありました。

これに対して、今でも住民票の発行の際、用途を聞いているが、今後は十分に研修を重ね、住民の方に間違いなく説明できるように徹底していきたいという内容の答弁がありました。

次に、子供に付番された個人番号はどのように利用されるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、大学生やフリーターなど、収入が出る可能性のある場合は、その方の収入や扶養親族の確認のために利用される。児童手当や母子保健、生活保護関係情報などで個人番号が必要になる可能性があるという内容の答弁がありました。

次に、子供が小さいときの情報は、成人した後に個人番号を検索しても残っていないという解釈でよいのかという内容の質疑がありました。

これに対して、個人情報については、それぞれの機関で責任を持って管理し、不要となれば速やかに処分するという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第55号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「蟹江町職員の再任用に関する条例等の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第56号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第57号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、税金が払えない方に対し、誓約書を書いてもらい分割納付していただくという従来の方法も規定に基づいて行っていたのか。また、どういうときに徴収猶予の対象となるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、今までは本人の実情において、本人との話し合いにより処理させていただいていた。徴収猶予の要件としては、災害、盗難、病気のほか、事業の廃止・休止などがあるという内容の答弁がありました。

次に、失業したときや倒産したときは徴収猶予の対象となるのかという内容の質疑がありました。

これに対しまして、徴収猶予の要件は地方税法第15条に規定されており、失業や倒産がこの条件のいずれかに該当すれば徴収猶予は可能であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第58号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「蟹江町国民健康保険税条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第59号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第60号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第62号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第66号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

(1 番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第55号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第56号「蟹江町職員の再任用に関する条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第57号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号「蟹江町税条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号「蟹江町国民健康保険税条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第60号「蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第61号「蟹江町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例及び蟹江町都市公園条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第62号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」の委員長の報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 請願第2号「上・下水道使用料の値下げを求める請願書」

日程第12 議案第67号「町道路線認定について」

を一括議題といたします。

本2案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 戸谷裕治君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○防災建設常任委員長 戸谷裕治君

皆様、改めましておはようございます。

ご報告申し上げます。

防災建設常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る12月4日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に、産業建設部に関する案件、議案第67号の審査を行い、続いて、請願第2号の審査を行いました。

初めに、議案第67号「町道路線認定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、今回、宅地開発により道路認定した部分があるが、何戸くらいの住居が建つのかという内容の質疑がありました。

これに対して、八反割55番1地先は6軒、富吉一丁目540番7地先は9軒であるという内容の答弁がありました。

他に質疑はなく、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第67号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号「上・下水道使用料の値下げを求める請願書」を議題としました。

紹介議員である板倉浩幸議員から、蟹江町は愛知県内で4番目と非常に高い水道料金となっているが、実際にはひとり暮らしや高齢者世帯など契約世帯の約2割が基本水量の1カ月10立方メートルも使っていない。1日の平均水量は年々減少しており、平成29年度に愛知県水の契約見直しが実現すれば、1,650万から2,730万円の減額が見込めるので、基本水量の見直しと水道料金の引き下げをお願いしたいという内容の趣旨説明を受けました。

その後、質疑に入り、29年度に料金が下げられるというのは希望的観測であり、これだけ下げられるという確証はないのではないか。町に対して要望という形しかとれないのではないかという内容の意見がありました。

次に、今後のインフラ整備に必要な財源はためておくべきだと思うが、その点はどのように考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、板倉議員から、耐震化などインフラ整備は水道部だけの問題でなく、町全体で考えていくべきである。必要であれば一般会計からの繰り入れを行い、補填できないかと考えているという内容の説明がありました。

次に、基本水量の10立方メートルを使用していない世帯が全体の2割という数字の裏づけは。また、具体的な世帯数という内容の質疑がありました。

これに対し、板倉議員から、水道課の資料をもとにして算出している。全体の2割だと約2,800軒となるという内容の説明がありました。

次に、町には海部南部水道企業が配水している地域もある。海部南部水道は愛知県内で一番高い水道料金となっており、町の水道料金が下がれば海部南部水道との格差が大きくなる。その調整をしていく必要があるため、一概に値下げでは通らないのではないかという内容の質疑がありました。

これに対し、板倉議員から、海部南部水道の水道使用量も毎年減少している。見直しにより、今後、海部南部水道の料金が下がる可能性もあり得るという内容の説明がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、賛否を求めたところ、賛成者なしで、請願第2号は不採択とすべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(5番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第11 請願第2号「上・下水道使用料の値下げを求める請願書」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

日本共産党 板倉浩幸です。

私は、上・下水道使用料の値下げを求める請願について、委員長報告に対して反対の立場から討論させていただきます。

この請願署名には、署名してくださった方から、値下げしてください、お願いしますとの願いがあります。特に、公共下水道が整備されて接続されている家庭では、この思いは強いものです。

物価の上昇、年金は毎年削減され、消費税も10%に引き上げ増税を押しつけられ、所得も上がらず、これ以上切り詰めるところがない。どうやって生活すればいいかわからない。また、将来が不安で仕方がないと子育て世帯からも相談があります。

生活していれば、水道を使用し、一生払い続けなければなりません。基本使用量も使わない世帯、高齢化社会でますますふえてくると思います。生活負担がふえる中、暮らしを応援し、一日も早く上・下水道使用料の値下げを心から望み、委員長報告について反対をするものです。

○議長 高阪康彦君

他に討論はございませんか。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野智見です。

私は、反対の立場から討論を申し上げます。

今後のインフラ整備等にも必要なものと考えますので、本請願に対して反対の立場で申し上げます。

○議長 高阪康彦君

他に討論はございませんか。

(なしの声あり)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号を委員長の報告のとおり不採択とするのに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定されました。

日程第12 議案第67号「町道路線認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第13 議案第68号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第14 議案第69号「平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第15 議案第70号「平成27年度蟹江町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第16 発議第7号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

黒川勝好君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 黒川勝好君

それでは、発議第7号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、黒川勝好。

賛成者といたしまして、同、松本正美さん、同、板倉浩幸さん、同、伊藤俊一さん、同、安藤洋一さん、同、水野智見さん、同、奥田信宏さん。

意見書の朗読によりまして提案説明とさせていただきます。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところであります。

しかし、地方自治体では財政難を理由に私学助成を削減する動きが後を絶たない。愛知県におきましても、財政危機を理由として平成11年度に経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小されました。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に経常費単価では徐々に増額に転じ、昨年度は16年ぶりに平成10年度水準を超え、今年度は国からの財源措置（国基準単価）を6年ぶりに回復いたしました。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態が続いております。

また、父母負担の公私格差はいまだ大きく、無償の公立に対して私学の初年度納付金は約64万円を超え、私学を自発的に選択できる層はごく一部に限られております。

とりわけ、平成22年度の高校無償化の際に、公立高校は無償化される一方、私立高校生には就学支援金が支給されたが、愛知県では財政難もあって県独自の授業料助成が大幅に減額をされました。特に乙Ⅰランク（年収350万円以上840万円以下）の層では、公立が11万8,800円軽減される一方、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大きく広がっております。その結果、教育の機会均等が著しく損なわれ、私学を選びたくても選ぶことのできない生徒がますますふえました。そのため私立高校では生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来のよさを損ないかねない状況に置かれております。

このような状況のもと、この2年間、愛知県におきましては国の無償化政策見直しに伴う就学支援金の加算分約10億円（約5億円掛ける2年）を活用して、従来の授業料助成制度を復元し、授業料本体については、乙Ⅰランク（年収610万円以下）までの層はその3分の2を、乙Ⅱランク（年収840万円以下）までの層では半分が助成されることとなりました。また、入学金助成は年収350万円以下のランクでは2年連続5万円増加されました。

それにもかかわらず、父母負担の公私格差の是正はいまだ抜本的な解決には至っておらず、私学を自由に選択できないなど、公私両輪体制にとっていびつな状況が今なお続いております。甲Ⅰランクでは、授業料本体と入学金については無償化されましたが、施設設備費などを含めた月納金では、いまだ約5万円の公私格差が残っております。しかも、年収350万円以下の低所得者層は、公立の倍以上の比率で学費の高い私学に来ているという現状であります。一方、入学金助成は甲Ⅰランクは20万円となり、無償化されましたが、乙Ⅰは6万5,000円、乙Ⅱは4万8,000円で据え置かれたままで、15万円前後の負担が残っております。

一方、全国的には、平成26年度の文部科学省調査でも16道県が制度改善を行わなかったと発表されたように、せつかくの国の加算措置が多くの自治体で独自制度の改善に結びついていない現状があります。

私学は、公教育の重要な役割を担っております。本来、学校は公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけではなく、父母・市民にとって切実な要求であり、とりわけ、準義務化された高校教育におきましては急務となっております。

貴職におかれましては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母・国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれております。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上でございます。

(8番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第17 発議第8号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1 番議員登壇)

○1 番 松本正美君

それでは、ご提案申し上げます。

発議第8号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、安藤洋一、同、水野智見、同、奥田信宏、同、黒川勝好です。

それでは、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)。

現在、愛知県においては高校生の3人に1人が私学に学んでおり、私学は公教育の重要な役割を担っている。これに鑑み、愛知県は学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、経常費2分の1助成(愛知方式)、授業料助成など、各種助成措置を講じているところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に経常費単価では徐々に増額に転じ、昨年度は16年ぶりに平成10年度水準を超え、今年度は国からの財源措置(国基準単価)を6年ぶりに回復した。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態が続いている。

また、父母負担の公私格差はいまだ大きく、無償の公立に対して私学の初年度納付金は約64万円を超え、私学を自発的に選択できる層はごく一部に限られている。

とりわけ、平成22年度の高校無償化の際に、公立高校は無償化される一方、私立高校生には就学支援金が支給されたが、愛知県では財政難もあって、県独自の授業料助成が大幅に削減された。特に乙ランク(年収350万円以上840万円以下)の層では、公立が11万8,800円軽減される一方、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大きく広がった。その結果、教育の機会均等が著しく損なわれ、私学を選びたくても選ぶことのできない生徒がますますふえた。そのため私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来のよさを損ないかねない状況に置かれてきた。

このような状況下で、この2年間、愛知県においては国の無償化政策見直しに伴う就学支援金の加算分約10億円(約5億円掛ける2年)を活用して、従来の授業料助成制度を復元し、授業料本体については、乙Ⅰランク(年収610万円以下)までの層はその3分の2を、乙Ⅱ

ランク（年収840万円以下）までの層は半分が助成されることとなった。この措置は、中所得者層での公私格差を是正し、私学選択の自由を広げる上で極めて大きな意義がある。また、入学金助成は年収350万円以下の甲ランクでは2年連続5万円増額された。

それにもかかわらず、父母負担の公私格差の是正はいまだ抜本的な解決には至っておらず、私学を自由に選択できないなど、公私両輪体制にとっていびつな状況が今なお続いている。甲ランクでは、授業料本体と入学金については無償化されたが、施設設備費などを含めた月納金では、いまだ約5万円の公私格差が残っている。しかも、年収350万円以下の低所得者層は、公立の倍以上の比率で学費の高い私学に来ているという現状がある。一方、入学金助成は甲ランクは20万円となり、無償化されたが、乙ランクは、乙Ⅰは6万5,000円、乙Ⅱは4万8,000円で据え置かれたままで、15万円前後の負担が残っている。

私学は、公教育の重要な役割を担っており、生徒急増期においては生徒収容で多大な役割を担うなど、公私両輪体制で県下の公教育を支えてきた。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは長年にわたる県政の最重点施策でもあった。

本来、学校は公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけではなく、父母・市民にとって切実な要求である。とりわけ、準義務化された高校教育においては急務である。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財源措置のある国基準単価を土台に学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

よろしく願いいたします。

（1番議員降壇）

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第18 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成27年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前 9時55分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

高 阪 康 彦

7 番 議 員

飯 田 雅 広

8 番 議 員

黒 川 勝 好